

ようこそ赤ちゃん事業

ようこそ赤ちゃん事業とは

新しい命を授かり、初めての出産に期待と不安を持つお母さんに対し、安心して健康な赤ちゃんを産めるように支給される出産準備金です。これは町独自の補助事業で、申請受付期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

1. 支給対象者

下記の 1.~2.のすべてに該当する方。

1. 池田町に住民登録があり、引き続き町内に居住する見込みがある方
2. 第 1 子を出産を迎える方
3. 池田町で母子手帳の交付を受けている方。ただし、他自治体で手帳の交付を受けた後、転入し町内に居住する場合も対象。
4. 申請日において町税等に滞納がない方

2. 支給額

200,000 円（第 1 子目の出産に限る）

3. 申請手続きについて

妊娠 7 か月（24 週）から出産を迎える日までに「ようこそ赤ちゃん事業申請書（様式第 1 号）」を保健福祉課までご提出ください。

4. 申請受付期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日